

5 文化協定をめぐる交渉

496

昭和12年10月19日

在オーストリア公使(正之)公使より
広田外務大臣宛(電報)

対ソ文化合同戦線確立の第一歩としてハンガ

リーとの文化協定を締結すべき旨意見申

付記 昭和十二年十二月十一日

ハンガリーとの文化協定締結問題に関する協
議録

ウィーン 10月19日後発

本省 10月21日前着

第三九號(極秘、館長符號扱)

貴電第三〇號日洪文化協定ニ關シ

其ノ後獨逸宛貴電合第一五六號對露諜報網ノ構成ニ關スル
御訓電ニ接シ更ニ種々考慮ノ結果益々右協定成立ノ要ヲ痛
感スルニ至レリ蓋シ右諜報網モ必要ナルモ之ト同時ニ近接
諸國ノ有スル露國情報ヲ成ルヘク利用シ易キ環境ヲ促進ス
ルコトモ肝要ト存ス從來本使カ任國官邊若クハ同僚(例ヘ

ハ土耳其古公使)ノ極秘内話ニ依リ綜合スル所ニ依レハ露國
ノ近接諸國ニシテ内心同國ノ崩壞若クハ解體ヲ希望セサル
モノハ致國又ハ抗日人民戦線下ノ支那位ニ過キス尤モ小國
ニアリテハ大國間争鬭ノ渦中ニ投入スルヲ恐ルルヲ以テ防
共協定ノ如キ形式ニ依リ對露共同戦線ヲ張ルコトヲ欲セサ
ルモ文化協定ノ如キ一見無害ノ形式ニ依リ右共同戦線ノ實
ヲ舉クルノ餘地アルモノナキニアラス洪國ノ如キハ正ニ之
ニ屬スルモノニシテ前記協定案第一四條ニ保護獎勵ヲ豫期
スル文化團體ニ該當スル在「ブタベスト」「チュラン」協會
幹部ハ同會ノ目的カ「フィンランド」「エストニア」、土耳
古等ト協力シ露國ノ解體ヲ促スニアリト内話シ居レリ

依テ此ノ際本省ニ於テ對露文化合同戦線確立ノ方針ヲ建テ
ラレ近接諸國トノ間ニ文化合作ノ實ヲ舉ケラルルニ至ラハ
(日支時局收拾ニ當リテモ兩國間ノ文化合作ハ赤化排除ト
相呼應スヘキ重要事項ノ一ト想察ス)其ノ效果ハ當ニ平時
ニ於テ對露共同觀念ヲ涵養シツツ諸般ノ情報ヲ得ルノ便ヲ

得ヘキニ止マラサルヘシト思考ス尙洪國ハ今回我方ニ提議
シ居レル外既ニ獨、伊、葡、澳、「エストニア」等トモ文化
協定ヲ締結シ居レルヲ以テ我方トシテハ洪國トノ協定ハ自
然之ヲ他ノ諸國殊ニ波蘭ニモ普及シ得ルノ端緒トナルヘク
又文化交換ニハ費用ノ問題ヲ伴フモ總テノ協定事項ヲ同時
ニ實行スル要ナキハ既報ノ通りナルヲ以テ差當リ協定締結
ニ伴フ精神の友好ニ重キヲ置キ之カ實行ハ協定内容中適當
ナル事項ヨリ之ヲ開始スル順序トスルモ一案カト思考ス就
テハ冒頭貴電ノ次第ハアルモ前記對露方針實現ノ第一歩ト
シテ是非洪國トノ間ニ本件協定締結方御詮議ノ上何分ノ儀
御回電ヲ請フ

蘇、土、羅馬尼、波蘭、「ラトビア」、芬蘭へ暗送セリ

(付記)

日洪文化協定問題協議會

昭和十二年十二月十一日(土)午後

文化事業部長、文化三課長

條約一課長、箕輪事務官 出席

先ツ箕輪ヨリ本問題ニ對スル條約局第一課ノ意見トシテ(イ)

他國トノ文化交渉ハ現在條約ヲ存セズシテ良ク之ヲ實行シ
ツツアルニ拘ハラズ若シ條約ヲ以テ規定スルコトトナラバ
融通自在ニ種々ノ事項ヲ行フニツキ制限ヲ受クルノミナラ
ズ、成ル可ク政府ノ行フ所ハ自由ニシ樞密院ノ干渉ヲ受ケ
タクナキコト(ロ)洪牙利ヨリ更ニ日本ト關係深キ諸國トノ關
係ヲ如何ニスルヤ、等ヲ紹介シタルニ條約課長ハ文化條約
締結ノ主義ニハ贊成スト述ベ(イ)ヲ繰返ヘサレタリ、部長ハ
日本ト西歐トノ文化交渉ヲ維持増進スベキ趣旨ノ下ニ單ニ
洪國トノミナラズ之ニ引續キ白、獨、伊等ト締結ノ用意ア
リト述ベラレタリ、

市河課長ハ、條約局トシテハ可能ナラバ能フ限り條約締結
ヲ避ケテ一般對外交渉ヲ遂行シタキ基本原則トモイフベキ
建前ヲ有セラルルヤト先ヅ訊ネタルニ、一課長ハ、決シテ
斯ル主義アル譯ニハ非ザルモ日滿交渉、一般通商交渉等ニ
於テ複雑多種ニシテ然モ臨機ノ處置ヲ要スルトキ之ヲ一々
條約トナシ樞密院ノ制限ヲ受クルコトハ相當煩ニ堪エザル
モノアリ、能フ限り之ヲ避ケタキ趣旨ヨリ上述ノ條約、取
極等ニシテ仲ニハ事實實行シ居ナガラ之ヲ樞府ニ諮詢セザ
ルモノスラアルコト竝ニ若シ日洪間ニ條約ヲ以テ規定スル

時ニハ之ガ實施ニツキ或ハ其改廢ニ付相當手續上ノ面倒加ハリ却ツテ自由ナルベキ文化的交渉ヲ固定化シ又阻害スルコトナキヤヲ恐ルモノアリト思料スル旨述べラル、市河課長之ニ對シ、今回ノ日洪協定ハ直接ノ政治的目的ノ他ニ重要ナル意義ヲ有スルモノアリト考ヘラルトテ、今日時局柄日本ハ文化的ニ相當孤立的、排他的傾向アリ、之ガ傾向ハ決シテ日本ノ文化的進運ノタメニ歡迎スベキモノニ非ズ、全世界ガ日本ヲ野蠻國視シテイル時日本ガ文化的ニハ決シテ文明國タルニ適ハシキモノナルコトヲ知ラシムルト同時ニ日本ノ一ツノ危機ヲ外務省ガ救フトイフコトハ外務省ノ採ルベキ一ノ大ナル意義ヲ有スルデエスチュアナラズヤト考ヘラル、

斯クテ結局不戰條約式ノ二條カ三條位ヨリナル簡單二元則ヲ宣言セルガ如キモノニシテ何處ノ國トデモソレヲ交換スレバイイガ如キモノニスルコトニ話落付ケリ、

~~~~~

497

昭和12年12月30日

在オランダ桑島(主計)公使より  
広田外務大臣宛(電報)

日蘭國交の増進に乗り気な蘭側空気を捉えた

## 文化的施策につき請訓

## 付 記

昭和十三年三月三日起案、広田外務大臣より

在オランダ桑島公使宛電報案

文化協定締結までの差し当たりの措置案

ハীগ 12月30日後発

本省 12月31日前着

## 第一八八號

最近「コセイシ」首相及文相ト會談ノ際日蘭國交ノ増進ニ言及シ本使ノ意見ヲ求メタルヲ以テ全然私見トシテ國交ノ敦厚ヲ圖ルニハ先以テ國民相互ノ理解ヲ増進スルコト必要ナリ而シテ日蘭兩國ノ修交ハ歷史的二古ク嘗テハ文化的關係深甚ニシテ兩國國民間ニ相當ノ理解存シタル様ナルモ年ト共ニ相互ノ了解ハ漸次淺薄ヲ加ヘタルモノト思考セラル從テ兩國ノ歷史的關係ヨリ觀ルモ兩國ノ文化的提携ハ國民ノ理解ヲ進メ延イテ國交ニ資スル所少カラサルヘシ之カ爲ニハ交換講演、留學生ノ交換、美藝品ノ展覽等ハ差當リ實行容易ナリト認ムル旨述べタルニ兩相共ニ之ニ贊意ヲ表シ是非共其ノ實現ヲ圖リ度キニ付具體案ヲ研究シ度シト申出テタルヲ以テ右ハ既述ノ如ク全然本使一個ノ私見ナレハ何レ

帝國政府ノ意嚮ヲ確メタル上回答スヘシト述ヘ置キタリ案  
スルニ滿洲事變殊ニ今次ノ支那事變ニ付テハ我國朝野ヲ舉  
ゲテ對外啓發ニ努力セラレツツアルニ拘ラス動モスレハ日  
本ヲ以テ侵略主義國家ナリトノ謬見ヲ持スル者アリ當國ニ  
於テモ一部有識者ヲ除キテハ近時著シク蘭印ノ將來ヲ憂慮  
スルニ至リ將來或ハ我對南方發展策ノ遂行上ニ支障ヲ來ス  
惧ナキニアラスヤトモ懸念セラルル際幸ヒ兩首腦者力贊意  
ヲ表シ且ツ一般民衆モ往電第一八三號ノ如ク我國情ヲ知ラ  
ントスル熱望相當昂マリツツアルヲ好機トシ此ノ際文化方  
面ニ於テ何等カノ施設ヲ爲スコトハ機宜ノ措置ナリト認メ  
ラルルニ付テハ右ニ對スル本省ノ御意見竝ニ本使ニ於テ心  
得置クヘキ點併セテ御回電相成様(致度シ)

### (付記)

貴電第一八八號ニ關シ

根本方針トシテハ兩國間(但蘭印ヲモ包括セシム)ニ文化協  
定締結ニ向テ進ミ度シ目下日洪國ニ文化協定締結進行中ニ  
シテ近ク本邦側假案完成ノ運ヒトナリタルニ付其節右御參  
考迄送付スヘシ差當リテハ左記事項適宜實行致度

一、日蘭文化映画ノ交換、契約當事者ハ本邦側ハ本省補助團  
體タル國際文化振興會トシ和蘭側ハ適當ナルモノ選定ア  
リタシ尙客年十一月日獨文化映画交換協定成立シタルニ  
付右參考アリタシ

二、本省ヨリ助成金ヲ交付シ歐洲ニ派遣シタル學者例之東京  
帝大教授石本巳四雄(地震學ノ權威ニシテ日伊交換教授  
トシテ滯伊中)東大名譽教授伊東忠太(建築學、建築史ノ  
權威ニシテ滯獨中)維納大學講師岡正雄(民俗學)等ヲ貴  
任國ニ招聘シ講演セシムルコト

三、一月十八日附往信文化三普通合第六六號ノ寫眞展覽會利  
用アリタシ

四、來ル七月「アムステルダム」ニテ開催ノ世界地理學會ヲ  
期シ日蘭交通文化展覽會ヲ催サン計畫アル處此種計畫ニ  
對スル和蘭側ノ意嚮竝ニ可能ナル經費負擔ノ程度問合ノ  
上結果回電アリタシ

### 編注

本電報案は廢案となり發電されなかった。

498

昭和13年6月11日

宇垣外務大臣より  
在ハンガリー諏訪(務)臨時代理公使宛  
(電報)

わが方作成の協定案に基づきハンガリー側と

交渉方訓令

付記 昭和十三年五月九日

ハンガリーとの文化協定案確定に関する打合

せ会覚書

本省 6月11日後4時発

第三號(極秘)

此ノ種協定ノ締結ハ我國最初ノ試ニテモアリ旁々爾來慎重  
研究ヲ遂ゲタル結果最近其ノ確定ヲ見タルニヨリ別電第四  
(省略)  
號協定案文送附ス

就テハ右對案ヲ先方ニ呈示サルニ當リテハ左記要旨御説  
明ノ上本案ニヨリ協定ヲ成立セシムル様折衝ニ努メラレ結  
果御回電相成度

記

一、洪國提案ハ比較的重要ナラサル事項迄詳細ニ涉リ規定シ  
オレル處此ノ儘ニテハ本邦國內手續上到底條約トシテ成  
立セシムル見込無キ上其ノ内容ハ全部必ズシモ實行シ得

ズ且此ノ種内容ヲ條約ヲ以テ限定的ニ規定スルコトヲ避  
ケ度キ見地ヨリ對案ニ於テハ洪國提案ノ趣旨ノ簡潔ナル  
原則的條文ノミヲ掲ケ實施ノ具體的細目ハ其都度必要ニ  
應ジテ交渉シ適宜且自在ニ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト  
トセリ

三、洪國提案ノ名稱ニハ『友好』ノ文字無ク且其ノ前文及本  
文中ニ兩國間ノ『友好及親善關係』ニ關スル字句及條文  
存セサル處對案ニテハ之等ヲ加フルコトトセリ、右ハ日  
洪兩國間ニハ一九二九年ノ通商暫定取極存スルノミニテ  
未ダ正式ノ條約關係ヲ有セサルニ鑑ミ通例斯ル場合ニ締  
結セラルル修好通商條約ノ例ニ倣ヒ本協定ノ締結ニヨリ  
(微力)  
兩國間ニ正式ノ條約關係ヲ創始スルモノトシテ特ニ之等  
ヲ加フルコトトセリ

三、本協定成立ノ上差當リ實行スヘキ事項トシテ教授、學生  
ノ交換、文化映画交換其ノ他ノ具体案ヲ考慮シ居ル處委  
細ハ協定假譯文ト共ニ郵報ス

四、本邦側署名者氏名ハ追テ通知ス

五、本件ニ關シテハ在京「メゼー」博士ト話濟ミ  
尙本件ハ我公使着任ヲ俟チ直ニ交渉セラルル様致度別電ト

共ニ在伊大使ニ暗送アリ度

## （付記）

日洪文化協定對案確定打合會覺書

本邦側ヨリ洪國側ニ提案スヘキ兩國間文化協案作成ニ關シテハ此ノ種協定カ本邦最初ノ試ニモアリ關係局課ニ於テ慎重研究協議中ナリシ處愈々其ノ確定案決定ノ爲五月九日條約局長室ニ左記局課長事務官出席打合ノ上別添ノ如キ對案ヲ得六月十一日右ヲ在維納諫訪書記官宛電送セリ

出席者

條約局

三谷局長

大久保第一課長

佐藤事務官

松平事務官

歐亞局

柿坪事務官

文化事業部

蜂谷部長

市河第三課長  
箕輪事務官

右確定案決定ニ付要記スベキ點左ノ通

記

協定名稱ヲ『友好及文化的協力ニ關スル日本國「ハンガリー」國間協定』トシ且本文中ニ、『第一條、兩締約國間ニ存在スル友好及親善ノ關係ハ茲ニ嚴肅ニ確認セラルベシ』ヲ加ヘタルコト

右ノ名稱及條文ノ附加ハ曾テ條約局側ヨリ提唱アリ一應協議ノ上「ドロップ」シタル處ナリ即チ文化事業部トシテハ『友好關係確認』ニ關スル文句ハ單ニ前文ニ書キ込ムニ止メ協定名稱及本文ハ純粹ナル文化協定ノ体裁ヲ保持スルコト一般諸外國間ノ文化協定ノ例ニ倣ヒ以テ本協定ヨリ能フル限り政治的臭味ヲ除キ一見無害ナル協定トナシツツ言外ニ兩國間ノ或種ノ政策的諒解ヲ傳フルコトトナスハ國際政局上複雑ナル地位ニ立ツ洪國側ヨリノ申出ノ意圖ニモ沿フコトトナリ且將來大小諸國トノ間ニ續々文化協定ノ締結ヲ考慮シオレル折柄最初ヨリ本協定ハ政治的色彩ヲ離脱セル純粹ナル文化協定トナシ置キ以テ將來諸外國トノ間ニ行ハ

ルヘキ文化協定締結ニ對スル歩ミ寄りヲ容易ナラシムル建前ニテ進ミ度キ意嚮ヲ有セルモノナルガ、條約局側トシテハ日洪兩國間ニハ現在單ニ通商暫定取極存スルノミニテ未ダ正式ノ條約關係無ク本協定ノ締結ニヨリ日洪兩國間ニ初メテ正式ノ條約關係ヲ創始スル次第ナレバ通例斯ノ如キ場合ニ締結セラルル通商條約ニ屢々修好通商條約ノ名稱及友好關係確認ニ關スル條文ヲ挿入スルコトノ例ニ從ヒ特ニ本協定モ此ノ形式ヲ採ルハ條約技術上良好ナルノミナラズ樞密院關係モ説明容易ナルベシトノ趣重ネテ主張アリ

茲ニ於テ條約局ノ見解ニ從ヒ本協定案文ヲ確定セルモノナルガ右ハ上述ノ日洪兩國間ニ未ダ正式ノ條約關係無キ特殊ノ事情ニ鑑ミ特ニ例外的ニ日洪兩國間ノ文化協定ニ限リ『友好』ノ名ヲ名稱ニ冠シ『友好親善關係ノ確認』ニ關スル條文ヲ挿入シ將來締結スルコトアルベキ本邦ト既ニ正式ノ條約關係ヲ有セル諸國トノ間ノ文化協定ハ本協定ノ例ニ從ハザルコト竝ニ本協定案ヲ洪國側ニ呈示シ先方ニテ右字句及條文ノ挿入ヲ避ケ度キ意嚮ヲ表示シ來ルニ於テハ改メテ此ノ點ニ付協議ノ上削除スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ



499

昭和13年7月

# 文化事業部第三課箕輪事務官が作成した「文化協定締結ヲ提唱ス」

付記 昭和十三年六月二十三日起案、宇垣外務大臣

より在独国東郷大使宛電報案

文化協定締結に關する独国側の意向打診方訓  
令案

昭和十三年七月 文化事業部第三課

文化協定締結ヲ提唱ス

左ニ文化協定締結ノ齎スベキ意義、其ノ政策的利用ノ方途及注意ヲ要記シ文化協定締結積極論ニ對スル御清鑑ヲ仰ガントス

文化協定ノ内容ニ關スル詳論ハ拙稿「國際文化協定概説」(編註)

(法學協會雜誌六月號所載)御參照ヲ乞フ

文化事業部第三課 箕輪事務官(印)

文化協定締結唱導論要旨

一文化協定締結ノ文化的意義

分チテ三トナス

(イ) 日本文化ノ海外宣揚

現時一般ニ行ハルル文化協定ハ相互主義ニ基キ兩締約國間ノ文化部門ニ於ケル協力、交換ヲ規定シオレル處之ヲ政策的ニ檢討スル時先方國ヨリノ文化吸收ハ寧ロ第二義的ニシテ主眼ハ自國ノ文化ノ輸出ニ存スルモノトイフヘシ

惟フニ日本文化ノ海外宣傳ハ外務省トシテハ條約ノ存在ヲ俟タズ既ニ文化事業部竝ニ其ノ補助文化團體ニ於テ專ラ努力シツツアル所ナルモ文化協定ノ締結ハ時局柄益々増大シツツアル日本ノ對外文化宣傳ノ基礎ヲ強固ナラシメ從來輕視サレ勝ナル此ノ方面ノ活動ヲ永續的二常ニ促進スルノ源泉トナルヘシ

(ロ) 外國文化トノ交流

其レ一國ノ文化ハ常ニ異種ノ文化ノ精華ヲ取入レ之ト交流スルコトニヨリテ始メテ活氣アル進展ヲ促シ其ノ沈澱固陋化ヲ避ケ得ルハ文明史の必然條件ナリトス、現時世界の風潮トシテ頑迷ナル國家主義民族主義極度ニ熾烈ナル折柄稍モスレバ文化的鎖國主義ヲ唱導スル

向モナキニシモ非ザル上事實上外國文化トノ交通ヲ消極的ナラシムル制限の要素モ急増シツツアル事實ニ鑑ミ文化協定ガ一般ニ相互主義ノ内容ヲ有スルタメ其ノ締結ニヨリ必然的ニ外國文化トノ接觸ヲ保障スルコトトナリ一國文化ノ健全ナル進展ニ寄與スルトコロ大ナルモノアルベシ

(ハ) 世界ニ對スル文化日本ノ地位宣揚

由來日本ハ軍國的色彩極メテ強キ非文化國ナルカ如キ印象ヲ世界ニ與ヘ從來等閑視サレタル對外文化事業ノ不振ニ由來スル對日認識不足ノタメ眞ニ正シキ主張正當ナル國運伸張ヲ屢々色眼鏡ヲ以テ見ラレタルハ誠ニ遺憾ニシテ此ノ事實ハ殊ニ今次ノ日支事變ニ對スル世界輿論ノ上ニモ強ク表ハレタル所ニシテ吾人ハ愈々帝國外交ノ先驅後裝トシテ對外文化事業ノ重要性ヲ痛感シ事業ノ擴大強化ヲ主張スルモノナリ、此ノ秋ニ當リ帝國ガ世界ニ向テ文化協定ノ締結ヲ提唱スルコトハ日本國民ノ文化ニ對スル評價高キヲ知ラシメ文化國日本ノ面目ヲ發揮スルノ有力ナル「ヂェスチユア」トナルベシ

## 三、文化協定ノ政策の利用

文化協定ノ内容ハ政治、經濟ヨリ離レテ所謂文化ニ關スル事項ノミニシテ條約内容ヨリ觀ルトキハ何等直接政策の事項ニ關スルモノヲ含マザレバ國際政局上複雑機微ナル地位ニ立ツ諸國モ續々文化協定ヲ締結シツツアル實情ナリ、蓋シ文化協定ノ締結ハ前項記述ノ如ク其レ自身ニ於テ直接政策の見地ヲ離レ多大ノ效果アルモ右效果中ニ於テモ既ニ自國文化ノ對外宣揚ヲ以テ外交活動ノ精神的地盤タラシムルノ政策の意義ヲ有セル處文化協定ガ表見のニ無害ナル性質其ノモノヲ利用シテ裏面ニ於テ巧ニ之ヲ政策のニ利用スルノ方途多大ナルモノアルヲ知ル、現ニ締結手續進行中ナル日洪兩國間ノ該協定締結提議ニ至レル洪國側ノ動機ニ徴スルモ同國ガ元來日本ニ特別ノ好感ヲ有シ且曾テ共產主義ノ苦キ洗禮ヲ受ケタル結果防共協定ニモ強キ憧憬ヲ有シ乍ラ之ニ加盟セザルハ大國間ニ介在シ機微ナル國際の地位ニアル同國トシテ表面ヨリ容易ニ政治的條約ヲ締結シ難キ國情ニアレバ政治條約ハ之ヲ避ケ文化協定ノ締結ニヨリ事實上相當ノ效果ヲ擧ゲントスル賢明ナル意圖ニ出ヅルモノナルヲ知ル、斯ノ如キ

## (欄外記入)

事例ハ現ニ帝國トノ間ニ文化協定ノ締結ヲ考慮シオレル波蘭ニ就テモ同様ニシテ一般ニ諸小國ハ總ジテ斯ル意圖ヲ有セルモノト謂フヲ得ベシ

現ニ帝國外交ノ樞軸ヲナシオル日獨伊防共協定ノ擴大強化策ニ付テ見ルモ防共協定ソレ自身ニ多數ノ小國ノ加盟スルコトハ協定ノ適宜ニシテ自在ナル活用ヲ妨グルコトトナル虞ナキニシモアラズ斯ル場合無害ナル文化協定ノ巧ナル利用ニヨリ實際上加盟セルト同様ナル效果ヲ擧グルヲ得ルノ可能性存スベシ、由來帝國外交ハ案外諸小國ヲ過度ニ輕視スルノ嫌アルモノノ如ク之ガ操縱<sup>(縱力)</sup>拙キ爲無意味ナル孤立ヲ餘儀無クセシメラレタルコト不尠ルモノアリ、今若シ之等ノ諸小國ニ對シ表面上重苦シキ政治的經濟の要素ヲ脱却セル文化協定ヲ以テ近付クニ於テハ最小限度之等諸小國ノ日本ニ對スル「モーラルサポート」ヲ確スルコトトナリ進ンデ之ヲ巧ニ活用スルニ於テハ諸種ノ重要ナル效果ヲ獲得スルコトヲ得ベシ

## 三、文化協定締結ニ關スル注意

上述ノ諸觀點ヨリシテ帝國外交政策遂行ノ爲ノ有利ナル下地若ハ側面的工作トシテ進ンデ積極的ニ文化協定ノ活

用ヲ提唱スルモノニシテ既ニ其ノ申出アル諸國ハ勿論廣ク大小ノ歐米諸國ノ他最モ文化關係深キ支那トノ關聯ニ於テ今次事變ノ收拾策ノ重要ナル基調ノ一トシテモ(勿論今暫ク客觀の狀態檢討ノ上)浩涵且包括的内容ヲ有スル日支文化協定ノ締結ヲ考究スベキコトヲ唱導スルモノナルガ日支文化協定締結論ハ暫ク之ヲ措クモ其ノ他トノ諸國殊ニ歐米諸國トノ文化協定ノ締結ニ關シテハ其ノ相手國、時期及條約ノ内容ニ付慎重ナル考慮ヲ要ス、即チ文化協定ハ其ノ規定ノ内容無害ニシテ且有意義ナルコトニ生命ヲ有スルモノナル事實ニ鑑ミ能フル限り此ノ點ヲ生カシツツ之ヲ活用スベキモノト考ヘラルレバ其ノ相手國トシテ先ヅ獨、伊等ヲ選ビテ之等諸國トノ政治的諒解ノ上塗リタル感ヲ與ヘ他ノ諸國ヲシテ之ニ疑惑ヲ持タシメ又一種ノ政策的臭味ヲ感得セシムルハ極メテ策ノ拙ナルモノト謂フベク斯クテハ折角本協定活用ノ眞諦ヲ發揮スルヲ得ザルベク又文化協定ノ内容ニ或種ノ政治的諒解ヲ歌フカ如キ條文字句ヲ挿入スルハ之亦略上述ノ理由ニヨリテ知ラルル如ク諸國殊ニ小國ノ歩ミ寄りヲ困難ナラシメ徒ラニ日本ノ締結スル文化協定ニ無用ナル危懼ヲ抱

カシムルコトトナリ百害アリテ一利ナキモノトナレバ、既ニ洪國トノ間ニ成立スベキ協定條文ハ特殊ノ例外的事情(兩國間ニ未ダ正式ノ條約關係無キコト)ニヨルモノトスルモ、將來締結スベキモノハ純粹ナル文化内容ノミヲ有スルモノタラシムルコト遙カニ賢明ナリト謂フベシ

#### (欄外記入)

文化協定ヨリ全ク政治的臭味ヲ排除スルコトノ妙味ハ之ニヨリテ所謂防共乃至「ファッショ」ブロック以外ノ諸國ヲモ之ニ加入セシムルヲ得ル點ニシテ日本ガ聯盟ヲ脫退以後之等諸國ヘ呼び掛ケル外國的デエスチャアノ恐ラク唯一ノモノタルヘシ市河(印)

#### 編注 「ゴノ論文ハ帝大安井助教授ノ言ニヨレバ「文化協定」

ニ關シ未ダ世界ノ如何ナル國際法學者ノ論文ヨリモ纏リタル研究ナリト謂リ」との市河文化事業部第三課長の書き込みあり。

#### (付記)

貴電第三三〇號末段ニ關シ

洪牙利側ノ申出ニ基キ目下日洪兩國間ニ文化協定(正式ノ條約)締結方交渉中ナル處右ハ帝國外交政策ノ一基調トシテ本邦文化ノ對外宣揚ヲ圖ルト共ニ世界ニ於ケル帝國ノ文化的使命遂行ノ企圖ヲ宣明シ且之ヲ巧ニ利用シ諸種ノ重要ナル效果ヲ收メントスルニアリ、即チ一般ニ文化協定カ政治經濟問題ヲ離レ何レノ國ニモ有益無害ナル性質ヲ有スルニ鑑ミ右協定締結ノ意嚮ヲ有スル諸國ニ勸掛ケ(一)防共協定ニ好意ヲ寄スルモ正式ニ加盟シ若ハ加盟セシムルヲ困難トスル國情ニアル諸國ヲ誘ヒテ樞軸ノ強化ニ資シ(二)所謂「フアツシヨブロック」ニ屬セサルモ帝國トノ文化的接近ヲ圖ラントスル諸國トノ提携ヲ緊密化スルコトニヨリ文化的盟邦ノ結成ヲ圖リテ帝國ノ國際的地位ノ強化ニ資スルト共ニ(三)裏面ニ於テ牒報蒐集其ノ他ノ工作施行ノ便ヲ増進シ得ヘシト思考スルモノナリ

就テハ最近諸外國ヨリ本邦トノ間ニ文化協定締結ヲ申込ム向多キヲ加フル折柄カカル國トノ間ニ於テハ左記方針御含ミノ上適宜先方ノ内意御確メ相成リ結果御回報相成度

(一)帝國ノ締結スル文化協定カ或種ノ政策的諒解ヲ有スルガ

如キ疑惑ヲ生ゼザラシメンカタメ協定内容ハ能フル限り政治的臭味ヲ脱シ純粹ニ文化的事項ニ限レル無害ノモノトスルト共ニ所謂「フアツシヨ・ブロック」ニ屬スル大國(トノ協定締結)ハ今暫ク之ヲ見合ハシ寧口之ニ屬セザル諸國ト先ヅ締結スルコト

(二)本邦國內手續、豫算關係ニヨル他協定ノ自在ナル運用ヲ可能ナラシムルタメ能フル限り簡潔ナル協定トナスコト尙貴地ニ於テ協定草案作成ノ要アル時ハ洪牙利ヨリ本大臣發同國宛往電第三號及第四號ノ送附ヲ受ケ參照相成度露ヲ除ク在歐各大公使、米、加、伯、亞、智、「コロムビア」、「ペルー」ヘ暗送セラレタシ

編注一 本電報案は廢案となり發電されなかった。

二 昭和十三年五月から六月にかけて、オランダ、ポーランド、ベルギー、アルゼンチンとの文化協定締結に関する電報が起案されたが、いずれも廢案となった。

~~~~~

500

昭和13年10月26日

文化協定締結問題に関する在本邦ルーマニア

公使と文化事業部長との会談について

付記 昭和十四年一月二十五日

わが方作成の文化協定案を在本邦ルーマニア
公使へ手交について

在本邦「ルーマニア」國公使蜂谷部長會談ニ關スル件
十月二十六日在本邦「ルーマニア」國公使蜂谷部長ヲ來訪
シ本國政府ヨリノ訓令ニ基ク趣ヲ以テ我外務省文化事業部
ノ機構及活動狀況ヲ尋ネタルヲ以テ同部長ヨリ適當ニ回答
シ置キタルガ其節部長ヨリ將來諸外國ト文化協定ヲ締結ス
ル事ノ必要性ト共ニ若シ貴公使(Georges S. Stoicesco)ニ於
テ同意見ナラバ貴國ト文化交驛ニ關スル基本的協定締結ス
ルコト面白カルヘシト述ベタルニ對シ同公使ハ右ハ少クモ
自分ニ關スル限り全然賛成ナルヲ以テ近ク更メテ具体案ニ
就キ協議シ其上本國政府ニ報告シテ其贊同ヲ求ムル様取計
フヘシト述ヘタルヲ以テ何レ其中具体案ニ就キ内協議スヘ
シト約シ置キタリ

昭和十三年十月二十六日

(付記)

日羅文化協定ニ關スル件

(欄外記入)

本件ニ關シテハ在京「ル」國公使ト新部長トノ間ニ話合アリ(昭和十四年一月十九日附「ル」國公使發三谷局長宛書翰參照)其ノ結果同公使ハ純粹二個人的資格ニ於テ日羅文化協定案ヲ作成シ之ヲ本國政府ニ示シ度ニツキ其案文作成ニ付外務省ノ助力ヲ得度キ趣ニテ外務省ニテ右案文作成ノ上一月二十五日同公使ニ手交セリ

一月二十五日

(欄外記入)

本件ニ關シ要記スヘキ點左ノ通

一、公使ハ全然個人ノ意見トシテ本件話合ヲナシオルモノニシテ未ダ兩國間ノ正式ノ話合トナレルモノニアラス

二、依テ案文ハ當方ヨリノ提案ニアラス

三、公使ノ依頼モアリ二通別ノ前文附ノモノヲ交附シタリ

四、嚴秘ニ附スルコト

~~~~~

501

昭和13年11月15日

有田外務大臣より  
在ハンガリー松宮(順)公使宛(電報)

樞軸強化の政治的效果に鑑みハンガリーとの  
文化協定締結は日独文化協定の調印と同時に  
いしは調印後とするよう独国側希望について

本省 11月15日後4時0分発

第二五號

貴電第三七號ニ關シ

十五日ハ當方事務的關係上困難ナル處一方最近在京獨逸大  
使ヨリ近日中折角日獨文化協定調印ノ運ヒトナリ居ル際日  
洪協定ノ調印ヲ先ニセラルル事ハ本協定カ日獨防共樞軸ヲ  
強化スル意味ノ政治的效果ヲ薄メラルル嫌ヒモアルニ付セ  
メテ日獨ト同日(大体二十五日調印ノ予定)カ又ハ其ノ以後  
ニ調印セラルル様取計ハレ度キ旨特ニ申出ノ次第アリ當方  
トシテハ日洪關係ヲモ重視シ居ルモノナルモ前記獨大使ノ  
懇望ノ事情ニモ鑑ミ日洪文化協定ノ調印ヲ日獨協定ノ調印  
ト同日カ又ハ其ノ直後ニ致シ度キ處右ニ付貴員回電アリ度  
シ

尚樞密院關係モアリ協定文ハ批准迄嚴祕ニ附シ居ル次第ニ

付爲念

502

昭和13年11月15日

在ハンガリー松宮公使より  
有田外務大臣宛(電報)

ハンガリーとの文化協定調印について

付記一 昭和十三年十一月十七日

右調印に関する情報部長談話

二 作成月日、作成局課不明

「日洪文化協定成立ノ經過及内容」

ブダペスト 11月15日後発

本省 11月16日前着

第三九號

(1) 日洪文化協定ハ調印ニ關スル先方ノ用意萬端相整ヒタルニ  
付豫定ノ如ク十五日午後一時半文部省ニ於テ調印ヲ了シ直  
ニ祝宴ニ招セラレタリ然ル處貴電第二四號ハ調印直前ニ到  
着今更如何トモ爲シ難キニ付本使ノ全責任ニ於テ貴電第二  
〇號御來訓ニ基キ調印セル次第ナリ貴電第二五號ハ調印後  
接到セリ爲念

(2) 抑々本協定ハ洪牙利提案ニ對スル我方對案トシテ半年前ニ

慎重審議ノ上作成セラレタル成案ナルカ故ニ何等洪牙利ノ修正希望ヲ容認セサリシ次第ナリ然ルニ今ニ至リ提案者タル本邦側ヨリ而モ準備成レル調印ノ直前ニ修正ヲ申入ルカ如キハ大國ノ手前斷シテ爲シ得サル所ナリ

當國ノ政情ハ「コマロム」會商以來安定セス特ニ最近政變說頻リニ傳ヘラレ居ル處一度政府ノ變更アランカ本協定ノ成立ハ更ニ遷延セラルルコト必定ナリ政府モ亦更迭ヲ豫想シ急ニ調印ヲ決心セルモノト認メラルル節アリ是レ本使カ曩ノ御訓令ヲ體シ特ニ調印ヲ促進セシメタル所以ナリ(文部大臣ハ祝宴ヲ終ルヤ直ニ政變問題ヲ議スル閣議ニ赴キタリ)

十五日調印スル旨ノ當館電報ニ對シ假ニ貴電第二五號ノ事情アリタリトセハ即刻御訓達然ルヘシト存ス差止ニ充分ノ餘裕アリタルニモ拘ラス調印ノ當日ニ至リ期日及内容ノ變更ヲ御訓令相成ルハ徒ニ出先ヲ苦シムルノミナラス延イテ帝國ノ威信ヲ中外ニ失フモノト言フモ過言ニアラサルヘシ獨伊樞軸ヲ重視スヘキハ本使不敏ト雖亦之ヲ熟知ス唯一週間前ノ御來訓ト本日トノ間ニ餘リニ御方針ニ懸隔アルニ驚クノ外ナク本使ハ今日ニ至ル迄曩ノ御訓令ノ儘ニ眞面目ニ

行動シ來レルノミ何レニセヨ右調印ニ對シ本使ハ全責任ヲ負擔スルモノナルコトヲ重ネテ申上ク

### (付記一)

十一月十七日

#### 日洪文化協定調印ニ關スル情報部長談

日洪間ニ昨年來締結交渉中デアツタ日洪文化協定ハ十五日「ブダペスト」ニ於テ我松宮公使ト洪國文部大臣、王室顧問官「パウル、テレキ」伯爵トノ間ニ目出度調印サレタ洪牙利ガ歐洲デ東洋精神ヲ繼承シテキル珍ラシイ親日國デアルコトハ汎ク知ラレテキルコトデアルガ事實同國ヲ訪レル日本人ハ皆心カラ歡迎サレル有様デアルシ又同國ノ日本語及日本文化ニ關スル研究ハ格別ニ深ク現ニ「ブダペスト」大學ニハ既に以前カラ日本語及日本文學講座ガアリ教授ヤ學生ノ交換モ提案サレテイル、昨年ハ同國ノ文化使節トシテ「メゼイ」氏ガ我國ニ來朝サレ兩國文化關係増進ノ爲特ニ大キナ足跡ヲ殘サレタコトハ記憶ニ新ナトコロデア。日本ニ於テハ同氏ノ來朝ヲ機トシテ東京ニ日洪文化協會ガ設立サレ種々兩國ノ文化ヲ通ジテ交驩ニ努力シテキル

今度友邦洪國トノ間ニ文化協定ガ調印セラレ兩國ノ文化關係ガ堅實ニ増進サルコトナルハ誠ニ意義深イコトト言ハネバナラス

尤モ本協定ハ未ダ調印ヲ經タニ過ギナイモノデ之ガ效力ハ御批准ヲ仰イデ後ニ發生スル事トナルモノデアル

### (付記一)

#### 日洪文化協定成立ノ經過及内容

一、洪國ハ民族のニハ東洋のニシテ官民一般ハ我國ニ對シ極メテ深キ憧憬ヲ有シ兩當局者間ニ於テモ豫ネテ種々兩國間ノ文化提携増進方考慮セラレオリシカ昭和十一年(一九三六年)十二月本邦側ヨリ兩國間文化交流事業ノ一トシテ學生交換ヲ行ヒ度旨提案セルニ對シ其ノ後洪國側ハ單ニ學生交換ノミナラス一般的文化關係増進ノ目的ヲ以テ文化協定ヲ締結シ度キ意嚮ヲ表示シ來レリ、右ニ關シ本邦側ハ洪國ノ有スル機微ナル國際政局上ノ地位ニモ鑑ミ巧ニ文化協定ヲ利用スルコトニ依リ文化ト政策兩面ノ目的達成ヲ企圖シ右洪國側ノ申出ニ付積極のニ考慮スルト共ニ協定ノ形式、内容、締結ノ時期等ニ付テモ慎重研

究ノ結果昭和十三年(一九三八年)十一月十五日洪國首都「ブタペスト」ニ就テ我松宮公使及洪國文部大臣「パウル、テレキ」伯トノ間ニ調印ヲ了シ近ク兩國ノ批准交換ヲ行フヘキ運トナリ居レリ

二、最初ノ洪國側案文ハ比較的重要ナラサル事項迄詳細ニ涉リ規定シ居レルモ此ノ儘ニテハ種々不都合ノ點アルニヨリ本邦側トシテハ簡潔ナル原則的條文ノミヲ掲ケ具體的細目ハ必要ニ應ジ交渉スルコトトシ其ノ趣旨ニ則セル協定ヲ締結スルコトナレリ

右協定ハ前文ニ於テ一般的ニ兩國ノ文化關係増進ニ關スル希望ヲ述ヘ、本文ニ於テハ第一條ニテ兩國間ニ永ク友好親善關係アルヘキヲ規定シ(右ハ兩國間ニハ一九二九年ノ通商暫定取極アルノミニテ未タ正式ノ條約關係存セサルニヨリ特ニ挿入シタルモノナリ)第二條ニ於テハ兩國文化關係ヲ堅實ナラシムルコトヲ規定シ右目的ヲ達成スルタメ第三條ニ於テ學術、藝術等ヲ通シ兩國民間ノ文化的接近ヲ圖ルコトトナシオレリ第四條ニ於テハ本協定實施ニ關スル具體的細目ヲ兩國管轄官廳間ニテ協議決定セラルルコトトセリ、末文ニ於テハ本協定ハ批准書交換

ノ日ヨリ實施セラルヘク且締約國ノ一方カ之カ廢棄ヲ表明シタル日ヨリ六月ノ期間ノ滿了ニ至ル迄無期限ニ效力

ヲ有スルコトヲ規定シオレリ



503  
昭和13年11月25日 調印

### 文化的協力に関する日独協定

付記一 昭和十三年十一月二十五日

右協定に関する外務省声明

二 昭和十三年十一月二十五日

右協定に関する情報部長談話

文化的協力ニ關スル日本國獨逸國間協定

大日本帝國政府及

獨逸國政府ハ

日本文化及獨逸文化ガ一方ハ日本ノ固有ノ精神ヲ、他方ハ獨逸ノ民族的及國民の生活ヲ其ノ眞髓トスルニ鑑ミ日本國及獨逸國ノ文化關係ハ茲ニ其ノ基調ヲ置クベキモノナルコトヲ嚴肅ニ認メ

兩國ノ各種ノ文化關係ヲ深カラシメ且兩國國民ノ相互の智

識及理解ヲ増進セシメ以テ既ニ幸ニ兩國ヲ結合スル友好及相互的信賴ノ關係ヲ益鞏固ナラシメンコトヲ欲シ

左ノ通協定セリ

#### 第一條

締約國ハ其ノ文化關係ヲ堅實ナル基礎ノ上ニ樹立スル爲努力スベク相互ニ右ニ付最モ緊密ナル協力ヲ爲スベシ

#### 第二條

締約國ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲學術、美術、音樂、文學、映畫、無線放送、青少年運動、運動競技等ノ方面ニ於テ兩國ノ文化關係ヲ組織的ニ増進スベシ

#### 第三條

前條ノ規定ノ實施ニ必要ナル細目ハ締約國ノ權限アル官憲間ニ於テ協議決定セラルベシ

#### 第四條

本協定ハ署名ノ日ヨリ之ヲ實施スベク締約國ノ一方ハ十二月ノ豫告ヲ以テ本協定ヲ廢棄スルコトヲ得

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

昭和十三年十一月二十五日即チ千九百三十八年十一月二十

五日東京ニ於テ日本語及獨逸語ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

大日本帝國外務大臣 有田 八郎(印)

獨逸國特命全權大使 オイゲン、オット(印)

(付記一)

日獨文化協定ニ關スル外務省聲明

(十一月二十五日)

日獨兩國ニハ古クヨリ特ニ醫學、法學、文學、音樂等ノ分野ニ於テ緊密ナ文化的關係カ存在シテキタノテアルカ最近殊ニ防共協定締結以來兩國ノ關係ハ一層深キヲ加フルコトトナツタ、本年九月獨逸政府ハ帝國政府ニ對シ更ニ之ヲ鞏固ニスル爲文化的關係ニ付テモ條約上ノ基礎ヲ置カンコトヲ提議シテ來タレルヲ以テ帝國政府ハ欣然之ヲ應諾シタルヲアル。

本日署名效力ヲ發生シタル日獨文化協定カ短時日ノ商議ノ後締結セラレタルコトハ既存ノ日獨友好關係ニ又新ナル證左ヲ加ヘタモノトシテ誠ニ慶賀ニ堪ヘナイ而シテ本協定ハ日本ニトリテハ此ノ種協定中最初ニ實施セラルルノテアル。本協定ハ其ノ前文ニ於テ兩國ノ精神の關係増進ノ爲兩國政

府カ行フ協定ハ兩國ノ文化ノ眞髓ヲ基調トスルモノナルコトヲ明瞭ニ認メテヨリ本協定夫レ自身ハ兩國カ據ツテ以テ行フヘキ一般の原則ヲ示シテキルモノテアル。

本協定ニ即應シ兩國ノ權限アル官憲ニ於テ不取敢協議方考慮セラルヘキ事項ハ左ノ通りテアル。

第一、日獨文化聯絡協議會設置

第二、文化施設ノ維持、擴充

第三、學校教員ノ任命

第四、政府派遣留學生ニ對スル便宜供與

第五、教授學生交換

第六、青少年團ニヨル交驩

第七、獨逸ニ於ケル日本ノ學校及日本ニ於ケル獨逸ノ學校ニ於ケル好意的措置

第八、圖書雜誌交換

第九、藝術文化交換

第十、映畫交換

第十一、交換放送

第十二、運動競技ニヨル交驩

## 編 注

本付記一および付記二は、昭和十三年十二月、外務省作成「外務省公表集」第十七輯より抜粋。

## (付記二)

日獨文化協定ニ關スル情報部長談

(十一月二十五日)

豫ネテ東京ニ於テ日獨兩國政府當局間ニ交渉中デアツタ日獨文化協定ハ本日署名調印ヲ終ツテ茲ニ成立スルコトナツタ右協定ニヨリ兩國民ノ文化關係ハ益々緊密トナリ相互ニ相手國ニ關スル智識ト理解ヲ深メルコトトナツタコトハ誠ニ慶賀ニ堪エナイ。

最近我國ハ國際聯盟ト完全ニ絕縁シタ、然シ此ノ事ハ決シテ我國カ諸外國ト文化關係ヲ斷絶シ又文化的協力ヲ廢スルコトヲ意味スルモノテハナク今後モ我國ハ聯盟加盟國タルト否トヲ問ハス友好的關係ニアル國ト文化的諸事業ニ付進シテ協力ヲ行フモノテアルコトハ毫モ從前ト變ラナイノテアル。

今日日獨兩國間ニ締結サレタ文化協定ハ各國ト個別的ニ相互主義ニ基ク双務的協定ニヨツテ對外文化關係ヲ増進セン

トノ日本政府ノ熱心ナル希望ノ證明テアル、本日締結セラルタル協定ハ日本カ結ンタ此ノ種協定中最初ニ實施セラルルモノテアルカ今後之ヲ第一步トシテ出來得ル限り多クノ友邦國ト同様ニ協定カ結ハレルコトトナルタラウ、現ニ洪牙利トノ間ニハ去ル十五日文化協定カ調印サレタ他伊太利トモ此ノ種文化協定ノ締結方準備中テアル、右ノ外ニモ本邦ト文化協定ノ締結ノ希望ヲ有スト認メラルル諸國トハ今後引續キ文化的協定締結ヲ促進シ度キ方針テアル。

今後他ノ諸國トノ間ニ締結ヲ豫期セラルル此ノ種協定ノ基調トスル所ハ日本文化ノ眞面目ヲ飽ク迄生成發展セシメツツ諸外國ノ各々特色アル文化ノ精華ト汎ク交流ヲ圖ラントスル點ニ存スルノデアツテ日獨文化協定モ右ノ基本觀念ノ下ニ兩國ノ文化的協力ニ關スル一般方針ヲ規定シタモノテアル、本協定第二條ニ擧ケタ諸分野ハ例示的ニ擧ケタニ過キナイ、諸外國間ノ文化協定ハ細目ニ關シ詳細ニ規定ヲシテキルカ本協定ハ其ノ例ニ倣ハス機宜ニ應シ融通自在ニ活用スルコトトシ個々ノ具體的事項ニ關シテハ必要ニ應シ夫々兩國ノ權限アル官憲間ニ協議決定セシムルコトトシタ。日本ノ固有ノ精神ヲ生成セシメツツ東洋文化ノ創造的統一

ニヨツテ世界文化ニ貢獻セントノ日本ノ輝ヤカシイ文化的使命ノ達成ハ東西識者ノ等シク翹望シ贊同スルモノタルコトヲ疑ハヌモノテアル。

504

昭和13年11月26日

在シドニー若松総領事より  
有田外務大臣宛(電報)

日独文化協定は独国の反ユダヤ主義承認の条項を含むとの報道に対し協定内容の回示方請訓

シドニー 11月26日後発

本省 11月26日後着

第一六三號

廿六日「ヘラルド」ハ東京電トシテ日獨文化協定ハ獨逸ノ反猶太主義承認ノ條項ヲ含ム旨報道シ居ル處最近當領ニ於テハ獨逸ノ猶太人迫害ニ關聯シ猶太人ニ關スル各國政策ノ動向ハ多大ノ注意ヲ惹キ居リ我方ノ方策如何ニ依リテハ自然對日經濟關係ニモ影響アルヘシト存セラルルニ付右協定ノ内容ヲ差支ナキ限り御電示ヲ請フ

505

昭和13年12月6日

在ポルトガル柳沢(健)臨時代理公使より  
有田外務大臣宛

ポルトガルとの文化協定締結の可能性につき  
同国外務次官と会談について

機密第二〇〇號

(昭和14年1月16日接受)

昭和十三年十二月六日

在ポルトガル國

臨時代理公使 柳澤 健(印)

外務大臣 有田 八郎殿

日葡兩國間ノ文化協定ニ關スル件

本官本月五日他用ヲ以テ當國外務次官ヲ訪問ノ砌曩ニ御電報相成リタル日獨文化協定成立ニ關聯シ帝國政府ハ此種協定ヲ如何ナル國トモ締結ノ用意アリトノ節ヲ援用シ日葡兩國ハ各自其ノ文化交流ノ歴史ニ於テ離シ得サル深キ傳統的關係アリ適當ノ時期ニ彼之此種協定締結ノコトトモナラハ兩國親善増進ノ上ニ貢獻スル所鮮カラサルヘシト述ヘタル處次官ハ實際上ノ問題トシテ兩國間ニ如何ナル文化交流ノ對象アリヤト尋ネタルヲ以テ本官ハ差當リノ思ヒ付トシテ本邦ト葡領「マカオ」トノ間ノ教授及學生交換、渡歐中ノ

本邦教授ノ「コイムブラ」「リスボン」「ポルト」等ノ諸大

學ニ於ケル講演、日葡交通ニ關スル兩國資料ノ交換乃至ハ

右展覽會ノ開催其ノ他種々アルヘシト答ヘタル上明年ハ幸

ヒニ當國ノ建國八百年祭舉行セラレ本邦側ニ於テモ右ニ協

力方關係方面ニ於テ銳意研究中ニモアリ右獨立祭ノ主要

「プログラム」トシテ十六世紀當時ノ葡萄牙ノ華々シキ極

東進出ノ史的回顧カ公示セラレ居ル次第ニモアリ斯ル時期

ヲ選ンテ此種ノ日葡文化協定ヲ締結スルカ如キハ最モ面白

キ様思惟スト述ヘタル處次官ハ右ニ深甚ナル興味ヲ起シタ

ルモノノ如ク貴申出ハ早速「サラザール」首相ニモ轉達シ

充分考究スルコトトスヘシト答ヘタリ

右何等御參考迄此段申進ス

~~~~~

506

昭和14年3月11日

在オランダ萩原(徹)臨時代理公使より
有田外務大臣宛

オランダとの文化協定交渉における蘭印包含

問題につき考究方意見具申

付記

昭和十四年五月十九日

右問題に関する打合せ会協議要旨

機密第七六號

昭和十四年三月十一日

在蘭

臨時代理公使 萩原 徹(印)

外務大臣 有田 八郎殿

日蘭文化協定締結方ニ關スル件

本件ニ關シテハ客年末桑島公使ヨリノ請訓ニ對シ日獨協定
ニ類スル簡單ナル協定ヲ可トセラルル趣ヲ以テ交渉促進方
御來訓相成ト共ニ原案トスヘキ佛文案文追テ電報相成可旨
御來示ノ次第アリ桑島公使ニ於テ出發前首相、外相、外務
次官等ト會談セラレ先方ニ大体異議ナキコト明トナリタル
ヲ以テ其ノ旨電報ヲ以テ報告スルト共ニ文案中ニハ全領域
ニ亘リト言フ趣旨ノ一句ヲ挿入スルコト可然旨意見上申セ
ル次第ナリ

桑島公使出發直後(十二月末)同公使ノ命ニ依リ本官ハ次官
及關係局長ニ對シ我方ニ於テ簡單ナル條約ヲ希望スル理由
等ニ付詳細ノ説明ヲ加ヘ置キタルカ追テ文案電報スヘキ旨
御來示アリタルニ拘ラス其ノ後右電報ニ接セサリシヲ以テ
本件ニ關スル御方針ニ變更アリタルカ或ハ石射公使ニ文案

ヲ御託送相成リ同公使ノ着任ノ上交渉セシメラルル御趣旨
カ何レカナルヘシト推察シ本官トシテハ和蘭側ニ對シ本件
ニ言及スルヲ差控ヘ置キタル次第ナリ

然ルニ和蘭側ニテハ此ノ間桑島公使ヨリ參考トシテ提出セ
ラレタル日獨文化協定獨逸文ニ就キ研究ヲ集メ居ルモノノ
如ク三月八日他用政務局長ト會見ノ際先方ヨリ本件ニ言及
シ和蘭側トシテハ日本ト此ノ種協定ヲ締結スルコトハ素ヨ
リ贊成スルモ日本トノ協定成立後第三國ヨリ類似ノ協定締
結方申出アリタル場合ノ前例トモナルヘキニ付此ノ點ニ付
關係省事務當局間ニ於テ協議ヲ重ネ來レルカ和蘭本國ニ關
スル限り各省トモ異存ナキコト明トナリタルヲ以テ近ク日
本側ニ回答スルコトトナルヘキ旨ヲ述ヘ猶本官ノ質問ニ對
シ植民地ニ付キテハ元來一ツノ條約ニテ本國ト植民地ニ亘
リテ規定シ得ルヤ否ヤニ付和蘭憲法上ニ疑義アリ必スシモ
不可能ニハ非サルヘキモ政府トシテハ今日迄領事執務條約
等ニ付キテモ努メテ同一ノ條約ニ依リ本國ト植民地トヲ併
セ規定スルコトヲ避ケ來リタル次第第二シテ本件ニ付キテモ
單一ノ條約ニ依ルコトハ之ヲ避ケ度ク且前記ノ如ク日本ト
ノ協定成立後第三國ヨリモ申出アリタル場合正當ノ理由ナ

クシテ之ヲ拒否スルコトハ和蘭トシテ困難ナルカ蘭印ニ關
シテハ或國(例ヘハ支那)トハ此ノ種協定ヲ爲スヲ好マサル
内政上ノ理由アリ旁々差當リ本國ノミト致度素ヨリ蘭印ニ
於テ日本ノ純文化的ノ施設ヲ拒否スルモノニ非ス假令條約
ナクトモ個々ノ點ニ付御申出アラハ蘭印政府モ欣然之二應
スヘク本國ヨリ蘭印政府ニ御口添モ致スヘキニ付此ノ點誤
解ナキ様願度ト説明セリ

冒頭記載ノ通三ヶ月近クノ間何等御回訓モナク此ノ際本件
ニ付本官ヨリ更ニ話ヲ進ムルノ可否疑問ナリシニ付右政務
局長ノ話モ之ヲ聞キ置クニ止メタルカ御來訓ヲ待チ又ハ石
射公使着任後更ニ右植民地ヲ包含セシメルヤ否ヤノ問題ニ
付キテハ議論ヲ重ヌルコトト致スヘシ但桑島公使開談後追
カケテ直チニ我方ノ希望スル原文ヲ提出シテ其ノ研究ヲ求
ムルコトトセス先方ニ於テ日獨協定ヲ基礎トシ既ニ研究ヲ
重ネテ先方ヨリ案文ヲ提案スル形トナリタルニ付右交渉ハ
相當困難ナルヘシト存セラル尙前記會談ノ際政務局長ハ和
蘭憲法上「條約」(Traité)ノ名稱ヲ用ヒタルモノハ對議會
關係ニ於テ面倒ナルニ付 Accord Arrangementノ如キ名稱ヲ
用フルコトト致度旨申居タリ

追テ先方ヨリ更ニ具体的ノ申出アルヲ待チ上申致スヘキモ一應植民地包含問題ヲ如何ニスヘキヤ(已ムヲ得サレハ差當リ本國ノミニテモ協定締結ヲ促進スヘキヤ)及條約ノ名稱ノ點等御研究ノ上何分ノ儀電報ヲ以テ御回示相煩度

(付記)

日蘭文化協定締結方ニ關スル件

五月十九日ノ打合會(三谷條約局長兼文化事業部長、大久保條約局第一課長、小川事務官、小谷領事、市河課長、箕輪事務官出席)ニテ同協定文中ニ蘭印ヲ包含セシムルコトノ可否ニ付協議ノ結果

歐亞局側ニテハ、我邦ト蘭印トノ歴史的文化關係深キコト、正面ヨリ蘭印ニ文化宣傳ヲ行ヒ得ル足場ヲ作り置クコト望マシキコト等ノ理由ニヨリ是非挿入方要望シ、部長ハ條約文上蘭印ヲ包含セシメ實際上蘭印ヘハ文化宣傳ヲ行ハザル旨諒解セシメ若ハ細目協定ニヨリ本國ト蘭印トノ間ニ差異ヲ設クルコトトスルコト然ル可シト述べ、市河課長ハ形式上蘭印ヲ包含セシムルハ不必要ニシテ實際上文化宣傳ヲ行フコト賢明ニシテ本國トノ間ニノミ締結スルヲ得バ一

大收穫ナル旨述べル處アリタリ

尙協定ハ事前御裁可ヲ以テ調印セラルヘキモノニシテ本文ヲ佛文トス

編注 本打合せ後の昭和十四年六月、日本側は日伊文化協定

を基礎とした協定案をオランダ側に提示した。これに對してオランダ側は、蘭印を適用地域に含むことに難色を示して交渉は停滯し、結局日蘭文化協定は成立しなかつた。

~~~~~

507 昭和14年3月23日

### 日伊文化協定に関する外務省声明

付記 昭和十四年三月二十三日

右協定に関する情報部長談話

日伊文化協定ニ關スル外務省聲明

(三月二十三日)

客年十二月帝國政府ハ伊太利國政府ニ對シ藝術、文學、學術並ニ法學等ノ分野ニ於テ兩國ノ間ニ既ニ存スル文化的關

係ヲ鞏固ニシ且増進スル目的ヲ以テ協定締結方ヲ提議シタ  
ノニ對シ伊太利國政府ハ欣然之ニ應諾シ茲ニ本日文化的協  
力ニ關スル協定カ調印セラレタノテアツテ本協定カ防共協  
定ニ依ツテ日伊兩國ノ親善カ更ニ緊密ヲ加ヘ來リ居ル今日  
實施セラルルコトトナツタノハ同慶ノ至リテアル。

本協定ハ其ノ前文ニ於テ日伊兩國ノ文化的關係増進ノ爲ノ  
協力ハ兩國古今ノ文化ノ眞髓ヲ基調トスルモノナルコトヲ  
明確ニ宣言シ本文ニ於テハ兩締約國ノ立脚スヘキ一般の原  
則ヲ設定シテキルモノテアル、本協定ニ記載セラレテキル  
諸種ノ文化的協力ニ關スル問題ノ中兩國ノ權限アル官憲ハ  
不取敢左ノ諸事項ヲ協議決定スルコトトナツテキル。

第一 兩締約國ノ一二ヨリ提案セラルヘキ文化的協力ニ關  
スル發議考究ノ爲ノ委員會ノ設置

第二 兩國ノ文化的接近ニ資スヘキ新ナル文化施設ノ設置  
及既存ノ此ノ種文化施設ノ維持並擴充

第三 本協定ノ指導精神ニ遵由シ且追テ協定セラルヘキ範  
圍ニ於テ行ハルヘキ兩國學校教科書ノ補正

第四 政府派遣留學生ニ對スル便宜供與

第五 教授並ニ學生交換ノ増進

第六 兩國ノ一二於テ文化的活動ニ從事スル者ニ對スル相  
互推薦

第七 青少年團ニヨル交驩ノ増進

第八 圖書、雜誌交換

第九 兩國ノ文化的接近ニ資スヘキ一般並專門の文獻翻譯  
ノ相互獎勵

第十 藝術文化交換

第十一 映畫交換

第十二 交換放送

第十三 運動競技並ニ厚生運動ニヨル交驩

第十四 觀光事業ニヨル交驩

編注 本文書および付記は、昭和十四年十二月、外務省作成

「外務省公表集」第十八輯より抜粋。

## (付記)

日伊文化協定ニ關スル情報部長談

(三月二十三日)

昨年末以來東京ニ於テ日伊兩國政府當局間ニ交渉中デアツ

タ日伊文化協定ハ本日署名調印ヲ終ツテ茲ニ成立スルコトトナツタコトハ欣快ニ堪ヘナイ次第テアル。

曩ニ日獨文化協定締結ニ當ツテ帝國政府ハ國際聯盟ヲ通セスシテ友好的關係ニアル各國ト個別的ニ相互主義ニ基ク双務的協定ニヨツテ對外文化協力ヲ行フ旨聲明シタノテアルカ古來藝術學術等ヲ通シ我國ト特ニ緊密ナ文化的關係ニアル伊太利トノ間ニ獨逸ニ引續イテ文化的協力ニ關スル協定ノ締結ヲ見タコトハ極メテ自然ノ成行テアツテ之ニヨツテ兩國民ノ文化關係カ益々緊密トナリ相互ニ相手國ニ關スル智識ト理解トヲ一層深メルコトハ防共協定ニヨツテ特ニ緊密トナリツツアル兩國ノ諒解ト友好親善關係ノ強化ニ資スルコト蓋シ少カラサルモノカアルト思ハレル。

最近一般ニ諸外國ニ於テ我邦文化ニ對スル憧憬頓ニ厚キヲ加ヘテキルカ日伊兩國間ニ於ケル相互ノ文化研究熱ハ殊ニ熾テ兩國間ノ文化交換事業ハ一々枚舉ノ遑ナキ迄ニ増大シテキル、此ノ秋ニ當ツテ本協定カ締結サレ我邦文化ノ眞面目ヲ發揚シツツ相手國文化ノ精髓ニ觸レル目的ニ出テ互ニ採長補短以テ精神的結合ノ深化ヲ圖ルタメノ文化的協力ニ堅實ナ基礎カ樹立セラレタコトハ東亞ノ新文化ノ統一的創

造ヲ通シテ世界文化ノ進展ニ寄與セントスル輝カシキ我邦ノ文化的使命ニモ鑑ミ其ノ意義ノ特ニ深キコトヲ覺ユルモノテアル本協定カ兩國ノ文化的提携ノ基本の方針ヲ規定シ具體的事項ハ必要ニ應シ夫々兩國ノ權限アル官憲間ニ協議決定セラルルコトトシ適宜融通自在ニ活用スルコトトシタノハ日獨文化協定ノ建前ト同様テアル。



508 昭和15年2月12日

### 日英間における文化協定締結の可能性に関する 在本邦英國大使館員との意見交換について

英國トノ文化協定締結ニ關スル件

昭和十五年二月十二日市河文化ニ課長在京英國大使館ニ等書記官「ヘンダソン」氏ト午餐ヲ共ニシタル際同氏ヨリ其レトナク極メテ非公式ナル形ニ於テ日英文化協定締結ノ可能性ニ付質問アリタルニ付市河ヨリ

(イ)元來文化協定ハ最モ純粹ナル文化的見地ヨリ從來日本ト政治經濟社會上ノ關係薄キ國々(例之、ハンガリー)ト從來ヨリモ密接ナル關係ヲ結バントスル努力ノ表レナリシ

處

(ロ) 適々獨、伊等日本ト最モ密接ナル關係ヲ有スル諸國トノ協定ガ先ニ出來上リ又之ガ「ジャーナリズム」ニヨリテ政治的「ヂエスチュア」トシテ利用セラレタル感アリタルガ故ニ今トナリテハ一般ノ印象トシテハ文化協定ノ本來ノ趣旨ニ稍變更ヲ來タシ一種ノ友好關係確認ノ意味加ハリタルヤノ見解サヘアル程ナルニ付

(ハ) 今直チニ日英ノ間ニ文化協定ヲ作ルコトハ目下ノ狀勢上殆ンド不可能ナリト思考ス

(ニ) 日英間ニハ種々重大ナル問題ニ付尙一層相互ヨリノ歩ミヨリテ解決スヘキモノ多々アルヤニ思考スル處假令文化協定締結ハ尙早トスルモ一般文化問題ニ付テハ常ニ「タクト」ヲ以テ事ニ當リ相互ニ不必要ナル磨擦ヲ避ケユクコト肝要ナル旨申述ベ置タリ



509

昭和15年4月11日 在ブルガリア蜂谷(輝雄)公使より  
有田外務大臣宛

# ブルガリアとの文化協定締結問題について

付記一 昭和十七年起案(作成月日、作成者不明)

高裁案「日勃間文化協定締結ニ關スル件」

二 昭和十八年二月十二日発在ブルガリア山路(章)

公使より谷外務大臣宛電報第四七号

ブルガリアとの文化協定調印の状況について

機密公第二二號 (接受日不明)

昭和十五年四月十一日

在勃牙利國日本公使館

特命全權公使 蜂谷 輝雄(印)

外務大臣 有田 八郎殿

日勃文化交流問題ニ關スル件

本件ニ關シテハ本使着任後外相及「フイロフ」文相(現首相兼文相)等訪問ニ際シ關係方面ニ對シ言及シ置キタル次第屢次ノ拙電ニ依リ既ニ御承知ノ通りナル處當國側ニ於テハ去ル三月三十日文部省内ニ日勃文化交流問題審議ノ爲メノ委員會組織セラレ文部省國民文化藝術局長「ステファン・ペー・ワリシエフ」、同學校教育局長「グリゴル・フリストフ」、外務省情報部次長「イワン・ダンチヨフ」、教授「イワン・ラザロフ」(藝術協會)、及教授「サルチリエフ」(大學)ノ五名夫々委員ニ任命セラレタリ、次デ四月二日右

委員會開催セラレタルニヨリ本使泉書記官ヲ帶同之ニ出席ノ上双方意見交換兩國間文化協定締結ニ付テモ双方共主義上其必要ヲ認メタルモ差當リノ措置トシテハ先ツ實現比較的容易ノモノヨリ實行ヲナスコトト致シ然ル後適當ノ時期ニ協定ヲ締結スルコトト致シ度シト云フニ一應取極メ次デ實行問題ノ審議ニ移リ左記ノ諸點ヲ協議セル上實行上ノ具體的細目ニ關シテハ更ニ協議スルコトナレリ、而シテ文化協定締結問題ニ關シテハ當國力從來締結セル諸國トノ間ニハ既ニ久シク文化交流關係複雑トナリ居ルニ鑑ミ相當詳細ナル規定ヲナシ居ルヲ以テ吾國トノ間ニモ多少複雑ナル規定ヲナスノ要アリトノ豫見ヲ以テ其ノ締結ヲ後廻ハシトスルコトヲ希望セルモノナルヤニ認メラレ若シ從來吾國ガ洪牙利國トノ間ニ締結セル協定ノ如ク基本的ノモノヲ規定スルニ止マルニ於テハ先方モ強チ反對スルモノニ非ザルモノト思惟セラレ且又日勃兩國間ニハ御承知ノ通り通商上ノ公文交換アルニ止マリ何等正式條約存在セザルニ顧ミ學生交換其他今後生スヘキ種々ノ交渉上ニ於テ假令文化協定ト雖正式條約ノ存在スルヲ便宜ナリト思考セラルルニ付テハ適當ノ機會ニ吾方ヨリ右締結方ニ關シ慫慂スルコト可有之

ニ付右御承認置キ相成度先般拙電申進ノ次第ト關聯シ右茲ニ申進ス

## 記

### 一、圖書交換

文學、藝術及純科學のモノヲ主トスルコト望マシク、「ソフィア」大學圖書館内ニ日本圖書館ヲ設置スルコト

### 二、學生交換

日本側ニ於テ勃國學生一名ヲ招聘スルノ用意アリ一年乃至二年日本滞在ノ豫定ヲ以テ「ナポリ」横濱間往復二等船賃及滞在費月額二百圓ヲ支出シ得ル見込ナリ候補者ノ選定ハ他日ニ讓ル

### 三、教授交換

差當リ勃國側ヨリノ教授派遣ハ困難ナルモ日本側ニテ西歐諸國等ニ派遣セラルル場合講演ノ爲メ勃國ヘ立寄りモ望ム、講演題目ハ日本事情、文學、藝術、地理歴史、東洋哲學等ニ關スルモノヲ希望ス

### 四、日本語講習

時期尙早シト認メラル

### 五、「ラヂオ」放送交換

現ニ企圖中ナルガ遠隔ナル爲メ實行困難ノ場合ニハ兩國共夫々自國ノ特殊音樂等ヲ錄音シ相手國ニ之ヲ送リテ「ラヂオ」放送ヲセシムルコト然ルヘシ

#### 六、「フィルム」交換

日本側ニテハ現ニ實行中ナルガ更ニ日本紹介ノ爲メ一般觀覽用「フィルム」ノ輸入方企圖シ居レリ

#### 七、圖書類翻譯

勃國ニテハ外國文學等ノ翻譯ヲ獎勵シ現ニ文部省ニハ獎勵金支給ノ制度アリ依テ日本文學其他代表的著作物ノ翻譯ヲナスト共ニ勃國側ヨリモ代表的ノモノヲ推薦スルト

#### 八、各種展覽會ノ開催

勃國トシテハ一兩年前獨逸伊太利等ニテ催セル日本古代美術品展覽會ノ如キモノ今後開催セラルル場合ニハ當國ヘモ招待致シ度シ、其他日本手工藝品、現代繪畫、日本圖書、素人寫眞、小學生各種作品等ノ展覽會ヲ催スコト致シ度

#### 九、演劇音樂會等ノ開催

日本演劇團音樂團等ノ招待ヲ希望スルモ經費其他ノ關係

上實現困難ノ場合ニハ個人的ニ西歐方面ニ來遊スル者等アル場合之ヲ招聘致シ度

#### 二、兩國學生間書翰交換

英文佛文若クハ獨文等ニヨリ兩國學生間書翰、圖書、寫眞等ノ交換ヲナサシムルコト

#### 二、日本ニ於ケル教育制度學校ノ組織等ノ紹介

勃國ニ於テハ右ニ關シ甚大ノ興味ト關心ヲ有スルニヨリ其ノ文獻等入手致シ度希望ス

#### (付記一)

##### 高裁案

#### 日勃間文化協定締結ニ關スル件

日勃間文化協定ノ締結方ニ關シテハ山路公使ヨリ屢次ニ互リ意見ノ具申アリ右ニ對シ本年一月三十日及三月十八日附ヲ以テ歐洲トノ交通連絡杜絶セル現在文化協定ヲ締結スルモ之カ實施困難ナルノミナラス諸般ノ狀態ニ鑑ミ此ノ際右協定ヲ締結スルコトハ時宜ニ適セス又日勃間ノ政治關係ハ三國條約及防共協定ニ依リ十分ニ規律セラレ居ルノミナラス兩國間ノ文化關係ハ日勃協會ノ活用等ニ依リ十分促進シ

得ラルヘシトノ理由ニテ本省ハ本件文化協定締結ノ意思ナキ旨同公使宛回訓セル次第アリ

然ルニ日勃間ノ關係ハ其ノ後益々緊密ト爲リ近ク機ヲ見テ通商條約締結方交渉開始ノ運ニ至ラントスル情勢ニ在リ歐亞交通連絡杜絶ノ現狀ニ於テ通商協定カ所期ノ目的ヲ達シ得ルヤ否ヤハ暫ク別トシ文化協定ニ關シテハ其ノ一部ハ現狀ニ於テ實現シ得ル可能性アリ旁勃國ハ樞軸陣營ノ一翼トシテ帝國ト特殊緊密ナル關係ニ在ルノ外國ハ帝國ノ「バールカン」ニ於ケル活動ノ一據點トシテ對「ソ」及對土政策ノ遂行上利用シ得ヘキ所少シトセス然ルニ同國ハ未タ帝國ト正式ノ條約關係ニ立チ居ラサル處前記帝國ノ意圖ヲ有利ニ進展セシムルカ爲ニハ同國トノ正式條約關係ヲ開キ以テ東歐ニ於ケル勃國ノ地位ヲ正式ニ確認スルト共ニ右ニ依ル同國ノ帝國信賴ノ念ヲ強化スルコト極メテ肝要ナリト謂フヘシ而シテ之カ爲ニハ益アリトスルモ全然害ナキ本件文化協定ノ締結ハ最モ好適ノモノト謂ハサルヘカラス帝國カ曩ニ同様ノ理由ニ依リ「ハンガリー」國トノ間ニ文化協定ヲ締結シ所期ノ效果ヲ收メタルニ徴スルモ明瞭ナルヘシ如上ノ理由ニ依リ前顯從來ノ經緯ハアルモ此ノ際政治的の見

地ヨリ日獨、日伊、日洪トノ文化協定ニ準シタル原則の規定ヲ含ム文化協定ヲ締結スルノ方針ヲ定メ最近ノ機會ニ之ヲ勃國側ニ通報スルコトト致シ度ク  
右仰高裁

編 注 本案は廢案となった。

## (付記二)

ソファイア 2月12日後発

本 省 2月13日夜着

## 第四七號

當地新聞ハ十一日夕刊又ハ十二日朝刊ノ第一面ニ日勃友好文化協定ニ關スル同盟電ノ詳細ヲ掲クルト共ニ社説ニ於テ(イ)日本ノ光輝アル歴史的發展(ロ)日本國民ノ優秀性及之ヲ模範トスヘキコト(ハ)強國日本ヲ盟邦トシテ有シ且ツ相互關係ヲ益々友好的ナラシメ得ルハ大ナル誇及喜ナルコト(ニ)紀元節及新嘉坡突入ノ佳日ニ於ケル調印ノ意義アルコト等ヲ説述強調シ居レリ

尙十一日夕日本映畫(日本、帝國海軍、大東亞戰爭「ニユ

ース」ノ上映ニ引續キ官邸ニ於テ「レセプション」ヲ催セ  
ルニ當國各方面ノ代表的名士百數十名來會、本使ノ挨拶ニ  
對シ「フィロフ」總理ノ答辯アリ終始友好的氣分ニ滿テリ  
尙其ノ節式部長官ハ皇帝陛下ヨリノ御傳言トシテ  
天皇陛下及御皇室ノ御健勝ト御繁榮トヲ御禱リスル旨述ヘ  
タリ



510 昭和十五年七月

### スペインとの文化協定締結問題に関する経緯

付記 昭和十五年八月二日起案、松岡外務大臣より

在スペイン横山（正幸）公使宛電報案

スペインとの文化協定交渉開始方訓令案

日西文化協定ニ關スル件

一、日獨文化協定締結後間モ無ク（昭和十三年末）在西矢野公  
使ヨリ西班牙國文化事業關係者等ハ日西兩國間ノ文化的  
關係ノ緊密化ヲ熱心ニ希望シ居ル處萬一西班牙國側ヨリ  
日獨文化協定ニ準スル文化協定締結方申出アル場合適當  
話ヲ進メ然ルヘキヤ否ヤ電照アリタリ

コレニ對シ本省ハ當時ノ西班牙國政情ニ鑑ミ文化協定締  
結ハ暫ク見合セ實質的ニ文化的接近増進ヲ圖ルニ止メ置  
クヘキ旨同電セリ

三、然ル處昭和十五年七月末在西横山公使ヨリ西班牙國內相  
「エスニエール」ハ同公使ニ對シ日西兩國間ノ文化的理  
解ヲ深ムルタメ文化協定ヲ締結シタキ意嚮ヲ洩シタル旨  
ヲ報シ同公使ノ見ル所ニヨレバコノ機會ニ本件交渉開始  
方極メテ時宜ヲ得タルモノニシテソノ效果多大ナルヘキ  
旨來電アリタリ

### （付記）

貴電第一五〇號ニ關シ

責任國從來ノ政情ニ鑑ミ研究中ナリシ處對歐並ニ對南米工  
作上ヨリスルモ該協定締結並實施ニ對スル西國當局ノ誠意  
及能力認メラルルニ於テハ此ノ際實地ニ於テ交渉ヲ開始ス  
ルコトト致度シ

就テハ協定締結ニ關スル本邦國內手續（特ニ樞密院關係）及  
豫算ノ關係上本文化協定モ日獨、日伊文化協定（條約集第  
四八四號及第四九五號）ノ例ニ倣<sup>（倣カ）</sup>ヒテ原則的規定ノミトナ

シ具體的細目ニ付テハ可能ナルモノヨリ順次ニ實施シ若ハ  
權限官憲間ノ取極ヲ締結スルコトトシ協定ノ機能ヲ適宜自  
在ニ發揮スルコトト致度キニ付此ノ點ヲ充分ニ説明シ略々  
日獨、日伊文化協定通りノ形式、内容ニテ應諾セシムル様  
交渉セラレ結果回電アリタシ

尙本件協定ハ案文妥結後調印前ニ樞密院御諮詢ヲ經テ御裁  
可ヲ仰グ所謂事前御裁可ノ手續ヲ執ル次第ナルニ付條文字  
句其ノ他ニ就テハ其ノ都度請訓セラレ度

尙又協定「テキスト」ガ例ヘバ日洪文化協定（條約集第五  
二號）ノ如ク佛蘭西文ノミナラバ貴地ニ於テ調印ノコトト  
ナルベキモ若シ先方ガ日本文及西班牙文ヲ主張スルトキハ  
調印本書作成ノ關係上東京調印ヲ便トスル次第ナルニ付右  
御含置相成度

編 注 本電報案は廃案となり發電されなかった。

~~~~~